

ガソリン仕様書

※置賜総合支庁西置賜地域振興局の公用車等にガソリンを給油する際の仕様。

1 規 格	ガソリン（レギュラー）：J I S規格 2号
2 購入予定数量	34,000リットル （注）予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
3 契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4 給 油 方 法	従業員が直接給油を行うこと。
5 支 払 方 法	代金の支払いは1か月毎の精算払いとし、納入者は、毎月の初日から末日まで給油したガソリンの量を各課単位（但し建設部については別に指示する。）に取りまとめ、置賜総合支庁西置賜地域振興局各課あて請求する。 置賜総合支庁西置賜地域振興局は、請求書受理日から30日以内に指定の口座に請求金額を支払う。
6 給 油 対 象	① 置賜総合支庁西置賜地域振興局が所管する公用車 ② ①の他、置賜総合支庁長が許可する自動車
7 そ の 他	① 給油は、給油伝票を使用して行うため、給油伝票を作成する従業員を有すること。また、給油伝票は請求書に添付すること。 ② 置賜総合支庁西置賜地域振興局から給油所までの距離については、総務係算出によるものとする。 ③ 契約期間中に価格変動があった場合は、別紙に基づき変更契約を行う。

別紙

物件購入契約約款第 6 条に規定する契約変更の取り扱いについて

物件購入契約約款第 6 条に規定する契約変更の協議に関しては、次のとおりとする。

【価格変動による変更契約について協議を行う基準】

※価格は 1 リットル当たりの消費税抜き価格とする。

イ 毎月第 2 月曜（祝日の場合は翌営業日）調査の指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：石油製品小売市況調査（都道府県別：山形県）揮発油店頭（レギュラー））が前回契約価格決定時の指標価格に対して 2 円以上の変動があった場合は、発注者または受注者から協議の申し出を行うことができるものとする。

なお、指標価格は税抜価格とする。

ロ 変更契約を行う時期は、協議の申し出があった日の翌月 1 日とする。

ハ 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額の小数点第 2 位を四捨五入するものとする。

ニ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。

ホ 上記の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。

ヘ 当初契約時における指標価格は、令和 7 年 3 月 21 日調査価格とする。